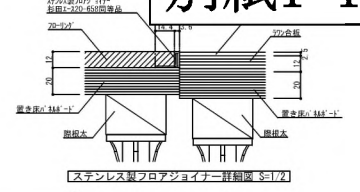
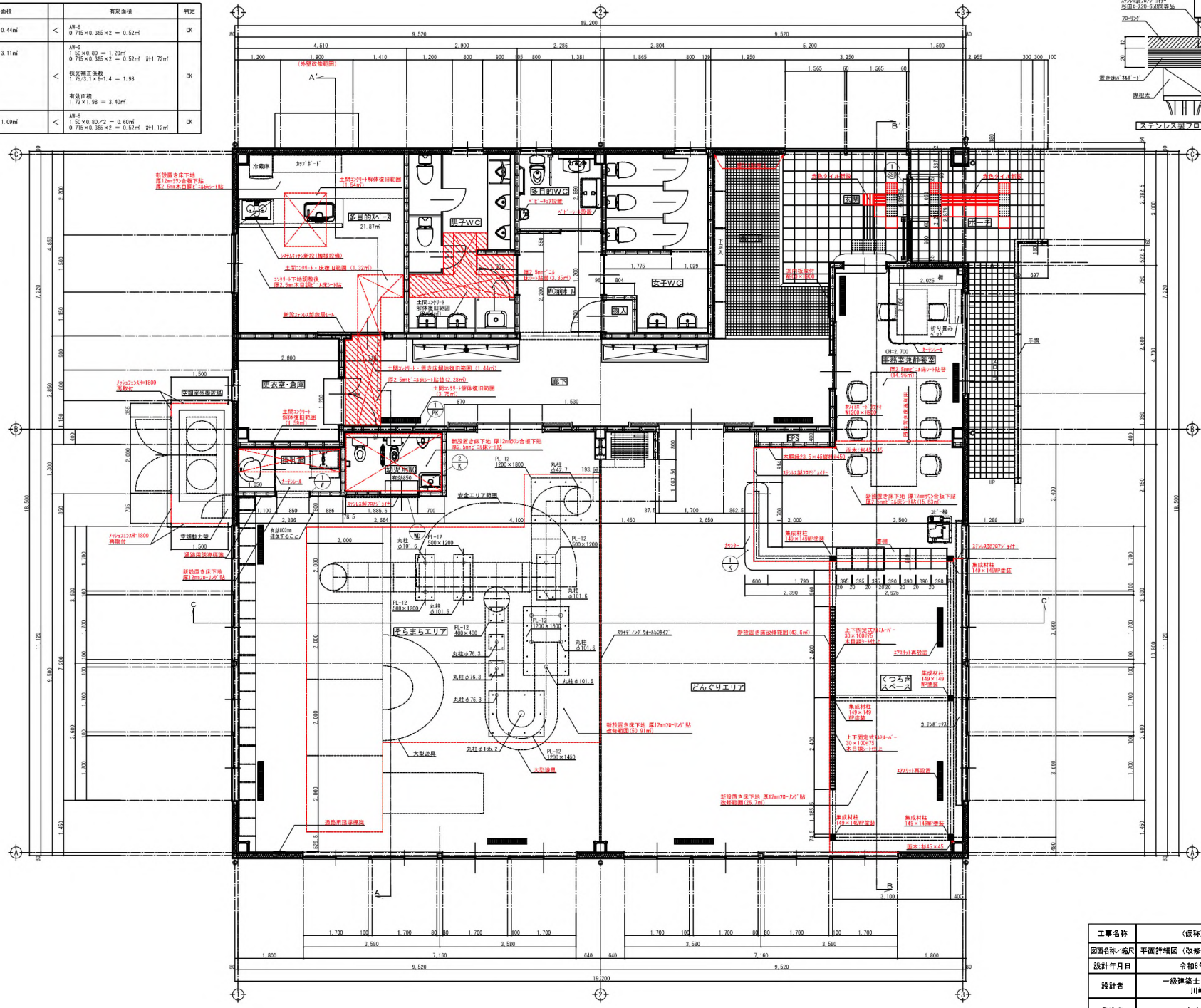


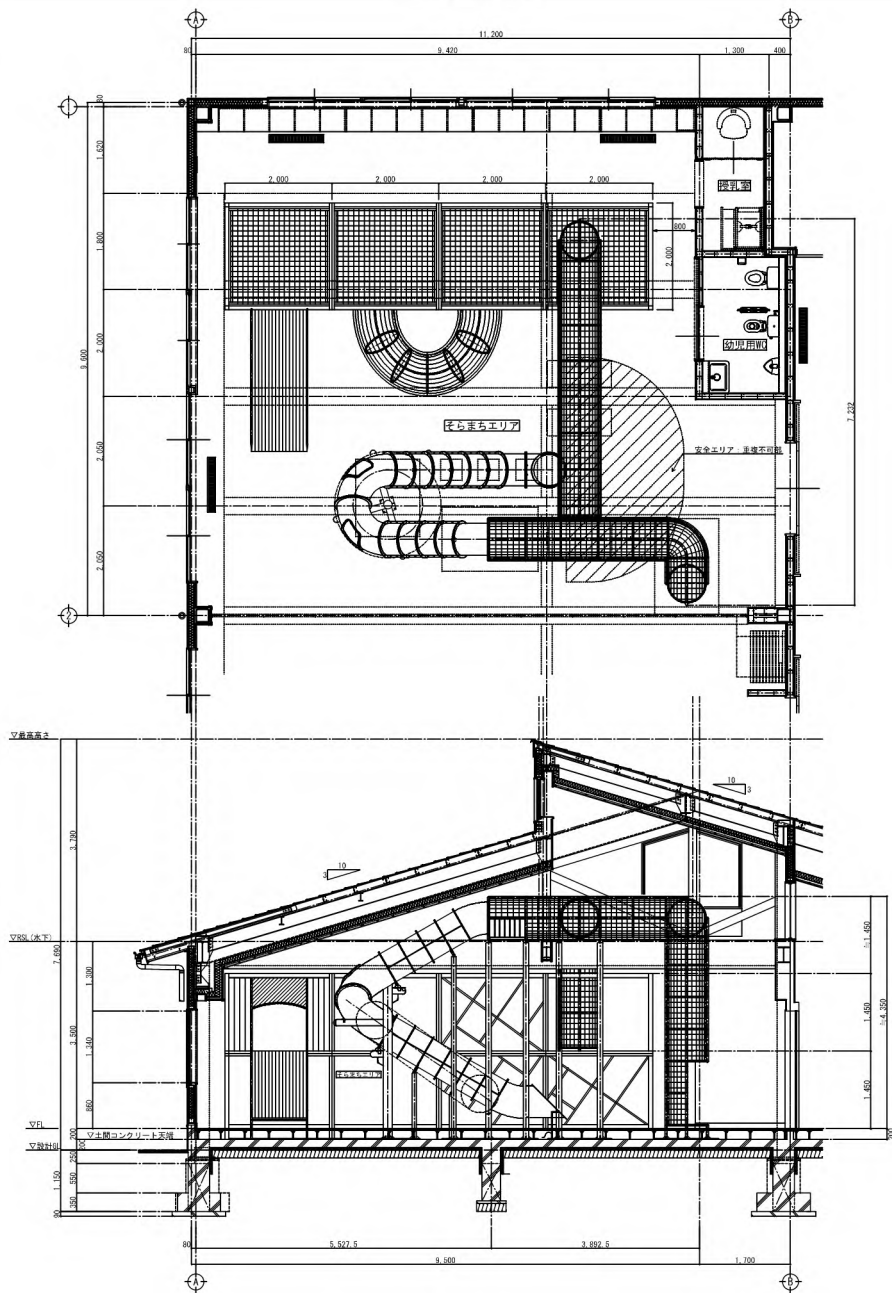
別紙1-1

	必要面積		有効面積	判定
多目的室	21.70㎡/50 = 0.44㎡	<	AW-5 0.715×0.365×2 = 0.52㎡	OK
採光	21.70㎡/7 = 3.11㎡	<	AW-5 1.50×0.80 = 1.20㎡ 0.715×0.365×2 = 0.52㎡ 計1.72㎡ 採光補正係数 1.72/3.11 = 0.55	OK
換気	21.70㎡/20 = 1.09㎡	<	AW-5 1.50×0.80/2 = 0.60㎡ 0.715×0.365×2 = 0.52㎡ 計1.12㎡	OK

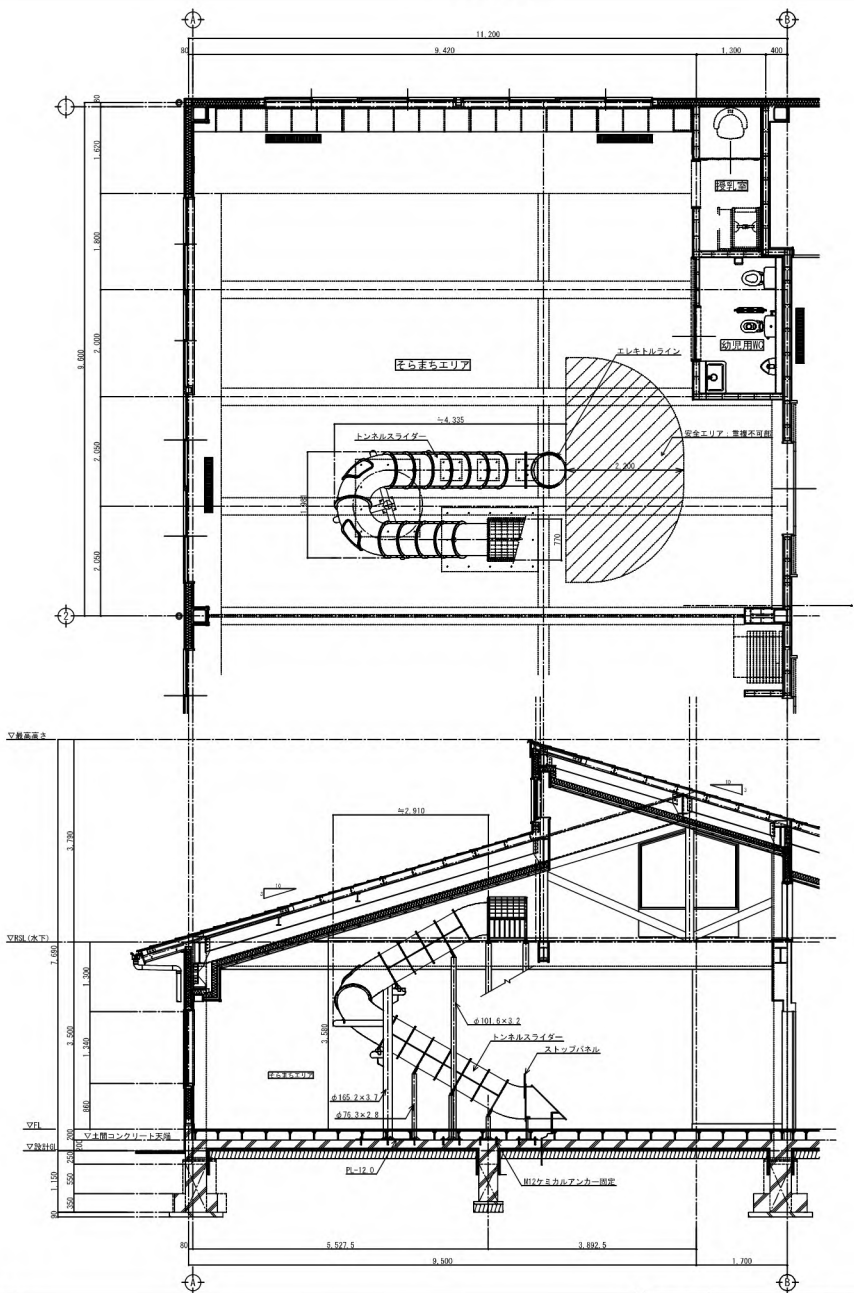


工事名称	(仮称) さくら南児童センター改修工事		
図面名称/縮尺	平面詳細図 (改修後)	(A1 s=1/50) (A3 s=1/100)	図面番号
設計年月日	令和8年 1月30日		A-11
設計者	一般建築士 (第312081号) 川崎 達也		
発注者	さくら市 健康福祉部 子ども政策課		

室内大型遊具（全体）



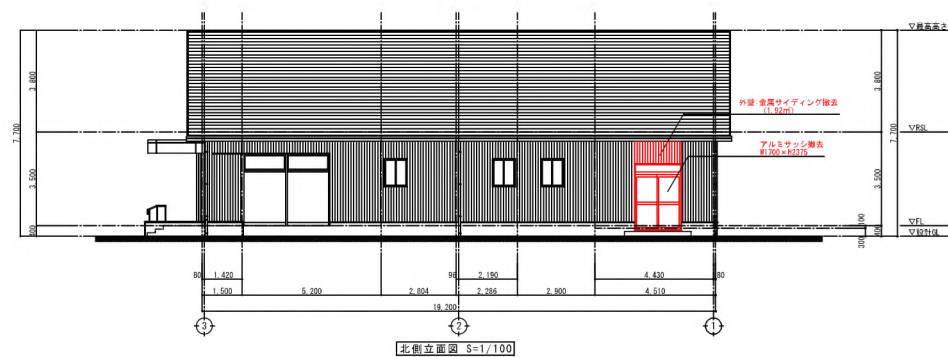
トンネルスライダー



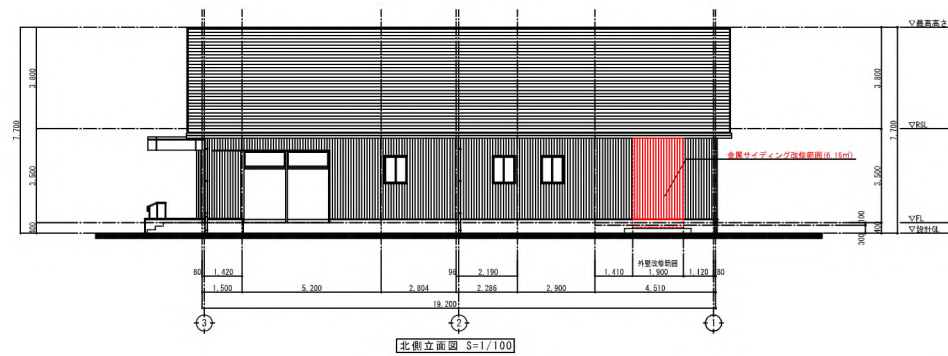
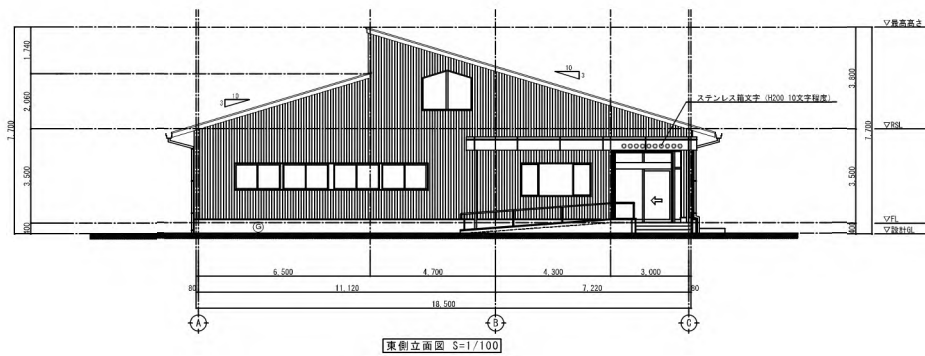
特記仕様

- 鋼材
 - ・使用鋼材はJIS規格またはそれに類する規格品とし、鋼管類は構造用圧着鋼管（STK）を使用する。
 - ・ボルトナットはステンレス製品とする。
 - 防錆処理
 - ・使用鋼材は、ショットブラスト下地処理をする。
 - ・焼付塗装仕上とする。
- その他
 - ・国土交通省、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づく規準に準拠した製品とする。
 - ・設計・製造はISO9001認証工場にて行う。
 - ・賠償責任保険加入製品
 - ・（株）ジャクエツ製品（J26P6180）同等品

工事名称	(仮称) さくら市南児童センター改修工事		
図面名称/縮尺	大型遊具図(1)	(A1: 5=1/ 50) (A3: 5=1/100)	図面番号
設計年月日	令和8年 1月30日	A-32	
設計者	一般建築士 (第312081号) 川崎 達也		
発注者	さくら市 健康福祉部 こども政策課		

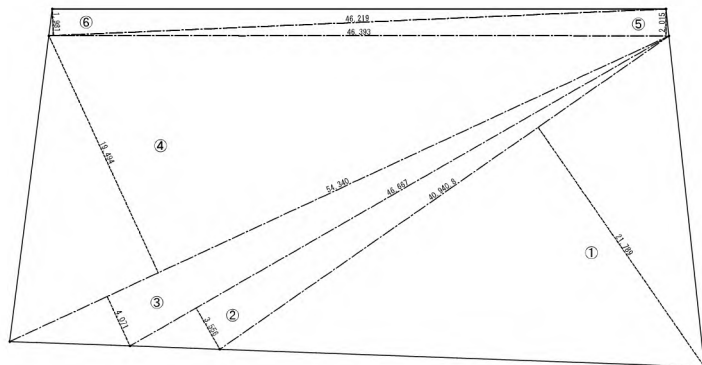


改修前立面図



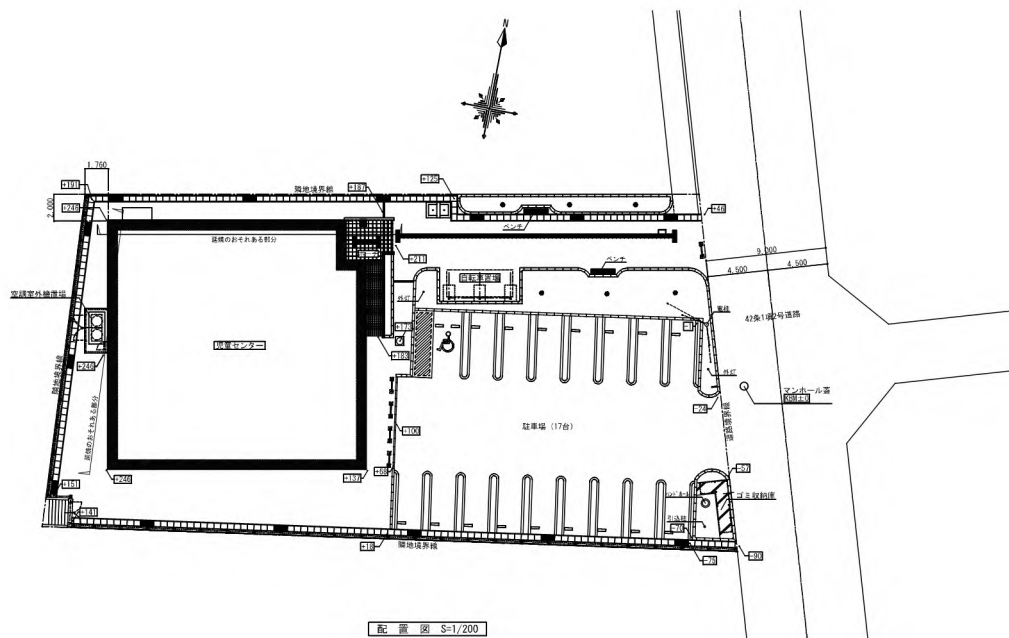
改修後立面図

工事名称	(仮称) さくら南児童センター改修工事		
図面名称/縮尺	立面図	A1: S=1/100 A3: S=1/200	図面番号
設計年月日	令和8年 1月 30日		A-12
設計者	一般建築士 (第312081号) 川崎 達也		
発注者	さくら市 健康福祉部 こども政策課		

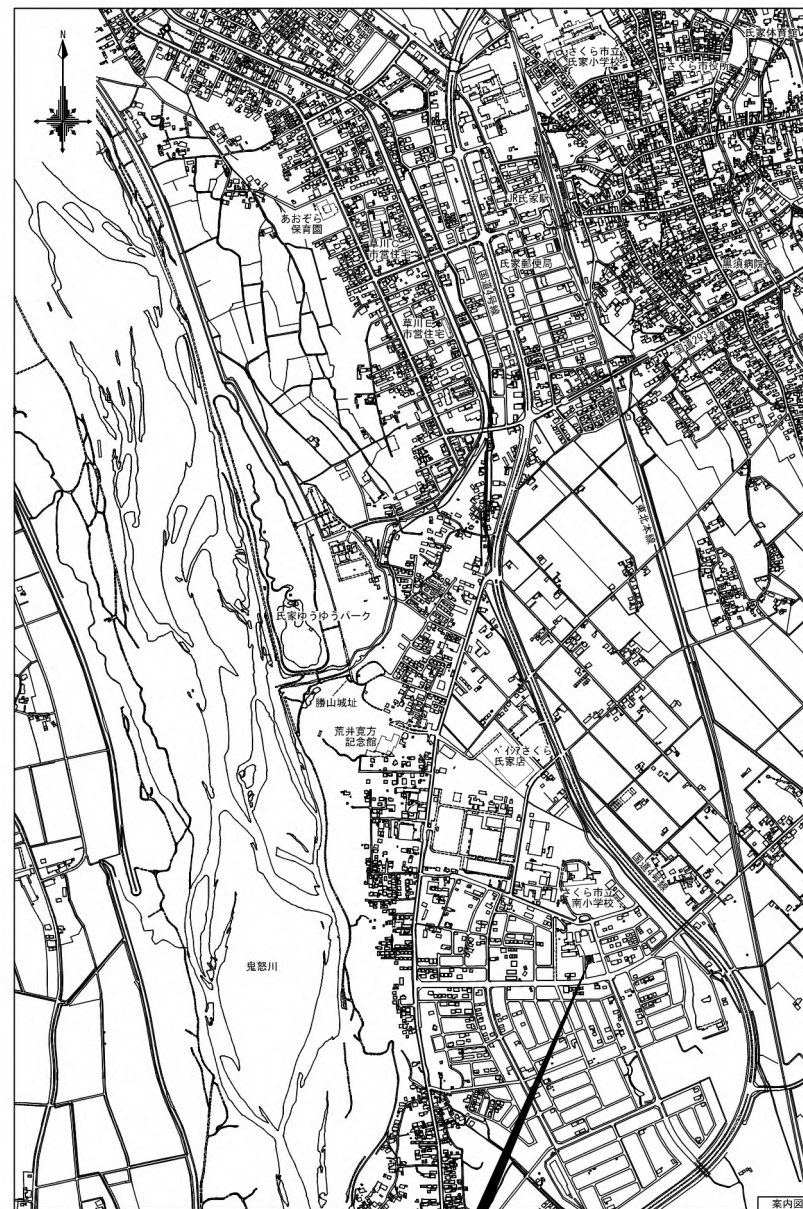


敷地求積図 S=1/200

①	21.789 × 40.948 × 1/2	446.029
②	3.556 × 46.667 × 1/2	82.973
③	4.071 × 54.340 × 1/2	110.609
④	19.494 × 54.340 × 1/2	529.651
	計	1,169.262
⑤	2.015 × 46.393 × 1/2	46.740
⑥	1.981 × 48.219 × 1/2	45.775
	計	92.519
	合計	1,261.781
敷地面積		1,261.78㎡



配置図 S=1/200

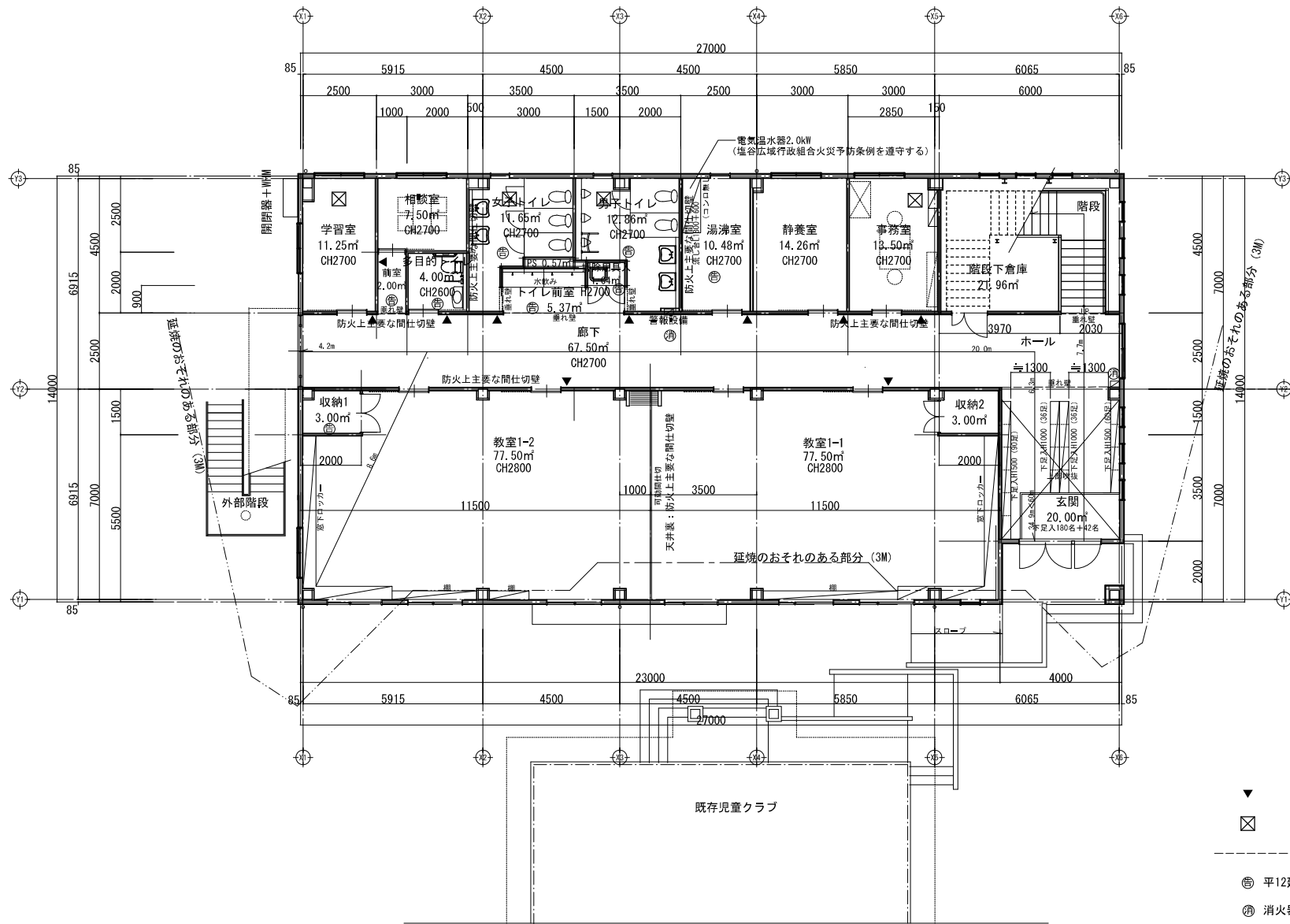


案内図

(仮称) さくら南児童センター
栃木県さくら市きめの里1-19-3

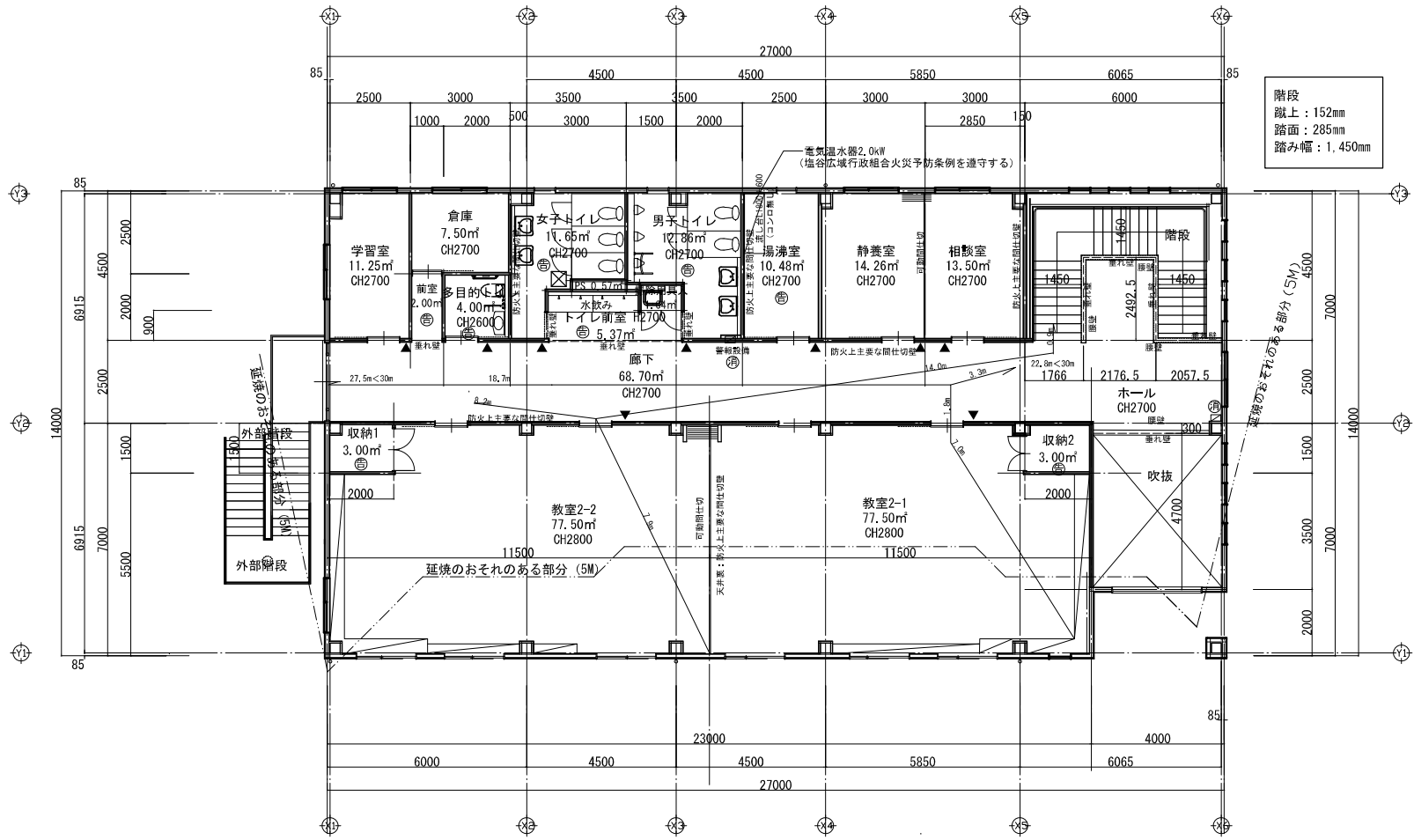
工事名称	(仮称)さくら南児童センター改修工事		
図面名称・縮尺	配置図・案内図	(A1:S=1/200) (A3:S=1/400)	図面番号
設計年月日	令和8年 1月30日		A-09
設計者	一級建築士 (第312081号) 川崎 達也		
発注者	さくら市 健康福祉部 こども政策課		

別紙1-2



▼ 室名札 アクリル板平付 300×300程度		
☒ 床点検口 450×450		
----- 防煙垂壁		
㊦ 平12建告第1436号四へ(2) による室		
㊧ 消火器 (埋込ボックス)		
工事名称	南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）	
図面名称/縮尺	1階平面図 (1/100 (A2))	図面番号
設計年月日	令和7（2025）年1月29日	A-17
設計者	一級建築士（第367615号） 吉 原 也 絵	
発注者	さくら市 健康福祉部 こども政策課	

階段
蹴上：152mm
踏面：285mm
踏み幅：1,450mm

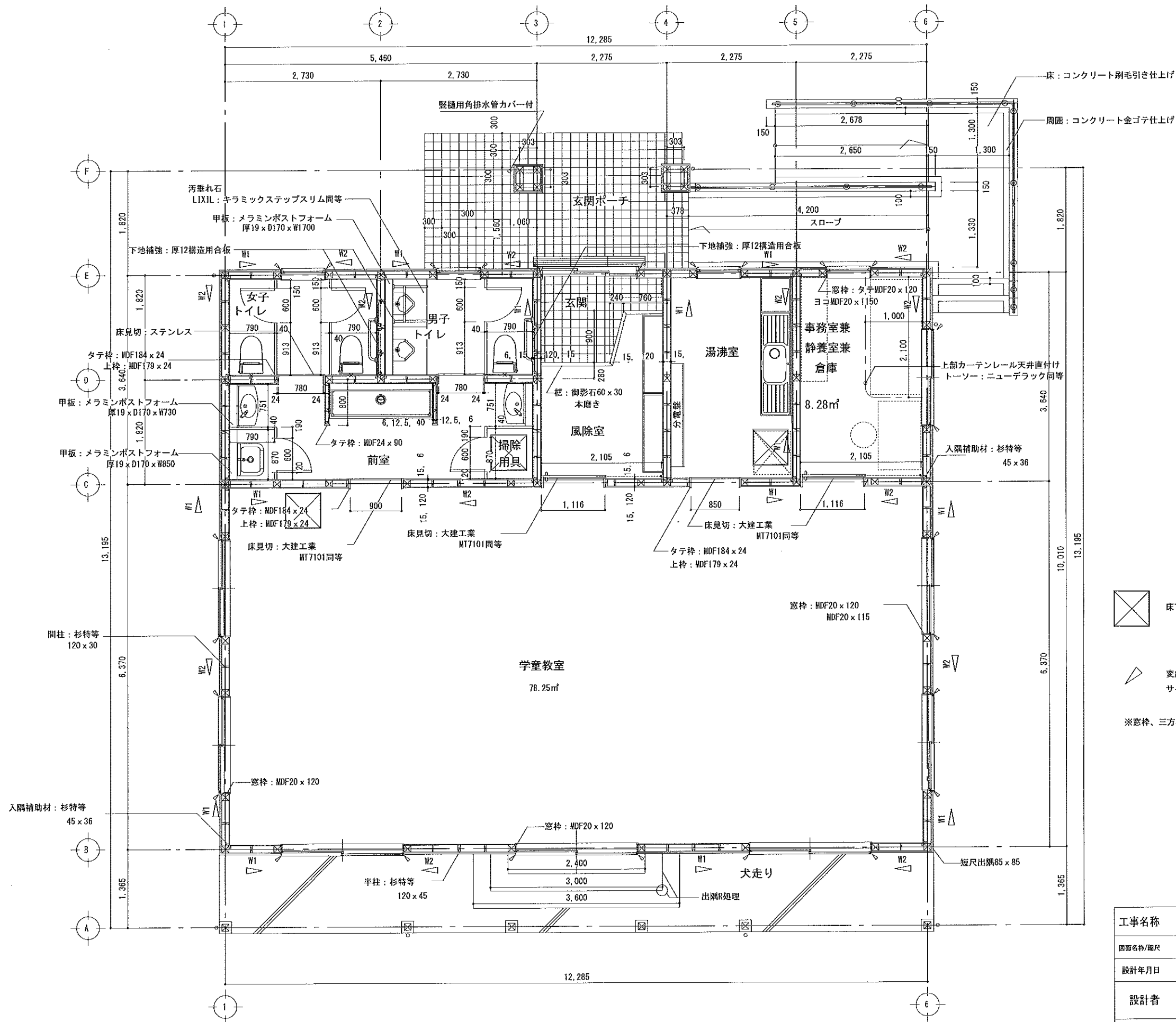


- ▼ 室名札 アクリル板平付 200×200程度
- ☒ 床点検口 450×450
- 防煙垂壁
- ⊙ 平12建告第1436号四へ(2)による室
- Ⓜ 消火器(埋込ボックス)

工事名称	南小放課後児童クラブ施設整備工事（建築工事）	
図面名称/縮尺	2 階平面図（1/100（A2））	図面番号
設計年月日	令和7（2025）年1月29日	A-18
設計者	一級建築士（第367615号） 吉 原 也 絵	
発注者	さくら市 健康福祉部 こども政策課	



別紙1-3



- 床下点検口：アルミ+スチール製 アルミニウム目地
600角 蓋プレート厚3.2mm
樹脂タイル貼物用、木下地用
カネソウ：MOAM同等
- 変成シリコーン系シーリング15×10（外壁工事）
サイディング板間シーリング及びサッシ取合いシーリングは外壁工事とする。
- ※窓枠、三方枠、見切材その他でMDFと表記しているものは
基材：MDF、オルフィンシート仕上げの既製品を示す。

工事名称	南小学童施設新設工事	図面番号
図面名称/縮尺	平面図 (A2:1/50 A3:1/80)	A-17
設計年月日	令和 元年 9月 5日	
設計者	一級建築士 (第249798号) 佐藤 浩保	
発注者	さくら市 こども政策課	

目的外使用許可について

I 目的外使用許可とは

今回公募する施設は、直接に住民の共同使用に供することを目的に設置した施設であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことができません。

II 目的外使用許可の基準

さくら市財務規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしています。

なお、現在、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、物品販売、広告物等です。

(使用許可の基準)

- 1 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- 2 学術調査研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。
- 3 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- 4 その他市長が特に必要があると認めたとき。

III 目的外使用の取扱い

1 指定管理者の場合

指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得ること。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

- ① 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- ② 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機の設置、物品の販売、自らの広告物掲示などを行うとき。

2 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、速やかに担当部署へ引き継ぐこと。

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

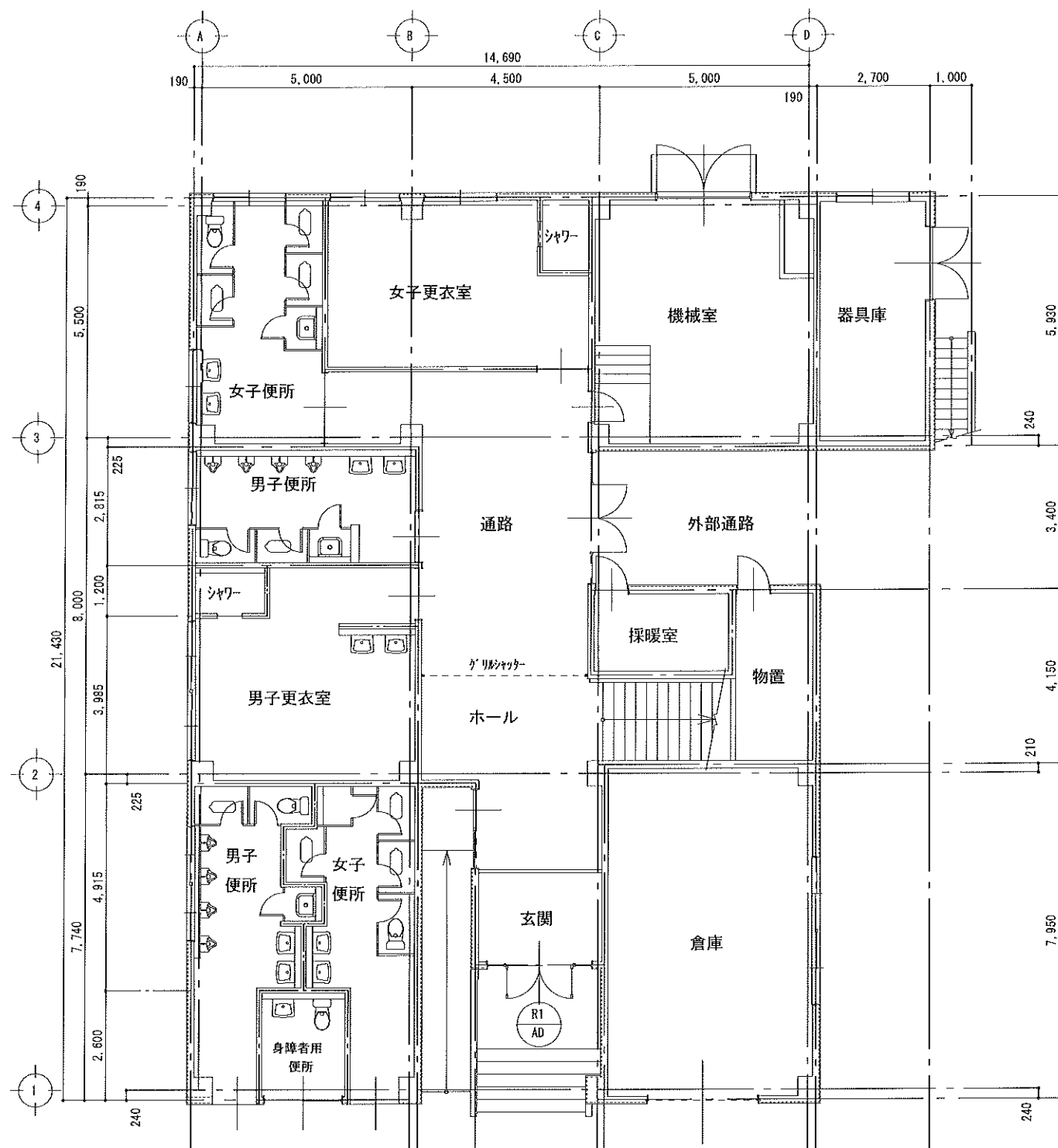
平成26年9月5日条例第24号
(最終改正：令和7年11月27日条例第36号)

(職員)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

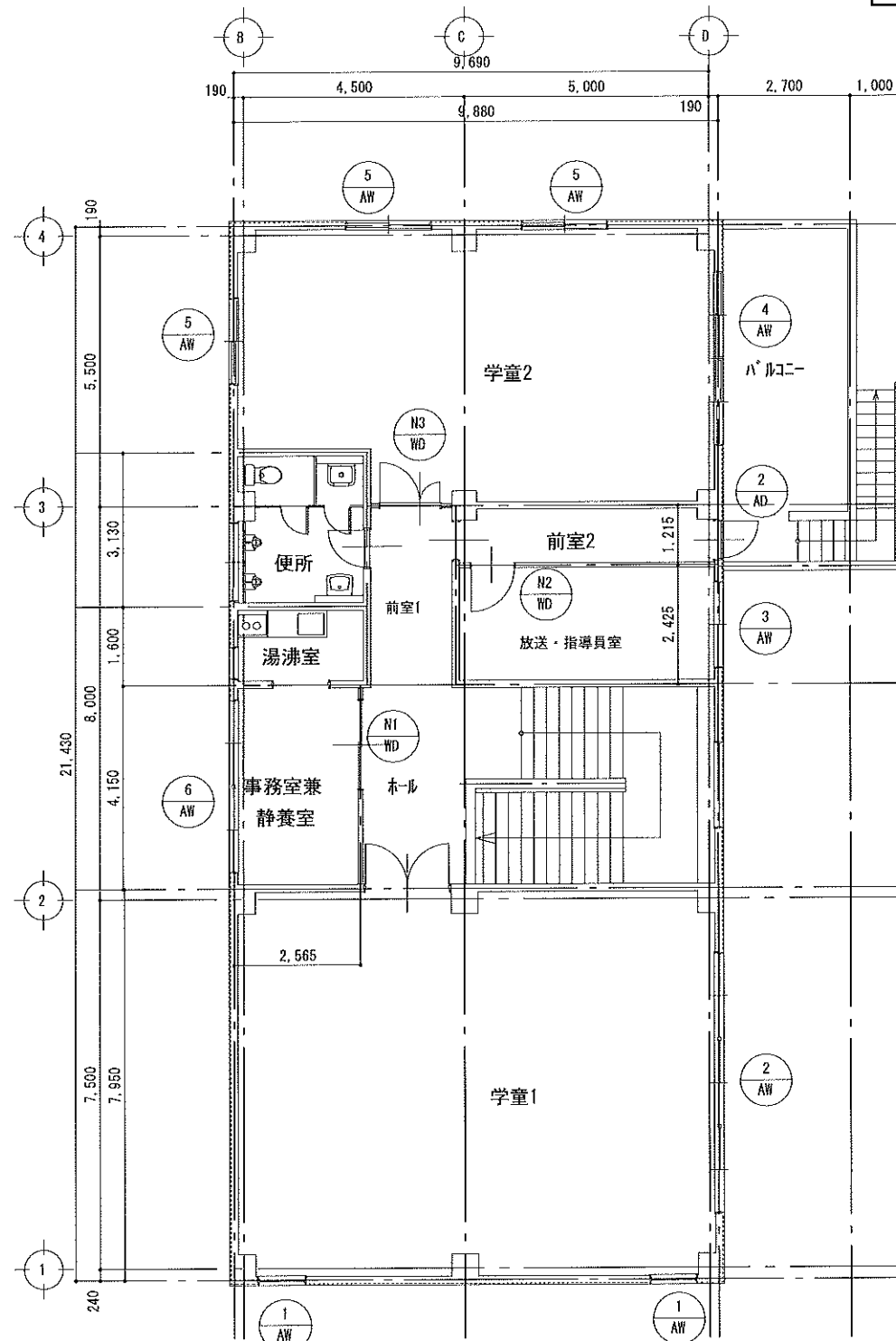
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

別紙4



1階平面図

1階床面積	296.39	m ²
2階床面積	211.72	m ²
延べ面積	508.11	m ²



2階平面図

工事名称	南小学児童施設改修工事	図面番号
図面名称/縮尺	1,2階プラン 改修後 (A2:1/100 A3:1/150)	A-27
設計年月日	令和 元年 9月 5日	
設計者	一級建築士 (第249798号) 佐藤 浩保	
発注者	さくら市 こども政策課	

南小学校放課後児童クラブ施設及びプール管理棟の利用に関する運用について

(仮称) さくら南児童センター及び南小放課後児童クラブ指定管理における放課後児童健全育成事業の実施にあたり、南小放課後児童クラブ(本棟・別棟) および南小学校プール管理棟(以下、これらを総称して「施設等」という。)の利用・管理運用にあたっては、以下の点に留意し、適切に運用すること。

1. 管理対象施設等の概要

(1) 位置: さくら市氏家 1061 番地 3 (南小学校敷地内)

(2) 建物概要 (別紙平面図参照)

- ・南小放課後児童クラブ(本棟): 鉄骨造り 2 階建て (専用使用)
- ・南小放課後児童クラブ別棟: 木造平屋 (専用使用)
- ・南小学校プール管理棟: RC 造 2 階建て

専用部分 2 階

放課後児童クラブ室① (78.5 m²)、クラブ室② (47.9 m²)、湯沸室 (4.3 m²)

学校共用部分

階段、廊下、玄関ホール、1 階及び 2 階トイレ

(※1 階の上記以外のスペースは使用不可)

2. 運用条件

【施設等共通】

- (1) 賃貸借料は無償とする。
 - (2) 施設について、放課後児童クラブ業務以外の目的に使用してはならない。
 - (3) 施設の運営に関する光熱水費は、学校教育課の負担とする。
 - (4) 施設を第三者に使用させてはならない。
 - (5) 禁止事項: 火気等の不適切な使用、危険物の持ち込み、他者への転貸、騒音等の迷惑行為は行わないこと。
 - (6) 利用児童への安全指導やルール徹底に努めること。指定管理者の責めに帰すべき事故や、施設・備品の破損・滅失が生じた場合は、速やかに自費で原状回復または損害を賠償すること。
 - (7) 指定管理者は施設利用児童に対して、施設利用上のルールを徹底させるよう努めなければならない。
 - (8) 本運用に定めのない事項については、関係機関(学校教育課、こども政策課、南小学校、指定管理者)でその都度協議し、決定するものとする。
-

【プール管理棟】

- (1) 放課後児童クラブ児童の増加によるクラブ室不足のため、その改善を図ることを目的とし、施設を南小学校放課後児童クラブとして使用する。
- (2) 施設の利用期間は南小学校プール管理棟を必要とする期間とする。
- (3) 施設の利用時間は、18時30分までとする。
- (4) 小規模（1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む）未満）な修繕については、指定管理者がその費用と責任において実施するものとする。この場合の所有権は学校教育課に帰属するものとし、指定管理者は将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- (5) 学校からの借用備品等については、適正な管理に努めること。

放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助金について

令和 8 年 8 月現在、放課後児童支援員等の処遇改善を図るための補助制度を整備しているの、積極的に処遇改善を図ることを検討してください。

さくら市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費補助金

(令和 2 年 3 月 31 日告示第 47 号)

(1) 趣旨

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を図ることにより児童の安全かつ安心な居場所を確保し、次世代を担う児童の健全な育成に資するため、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき放課後児童支援員の処遇の改善に要する経費に対し、補助金を交付するもの

(2) 補助金概要

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額が補助基準額となる。

1 支援の単位当たりの補助基準額は①～③の合計額（上限額 919,000 円）とする。

①放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000 円

②概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講したものを配置
対象職員 1 人当たり 263,000 円

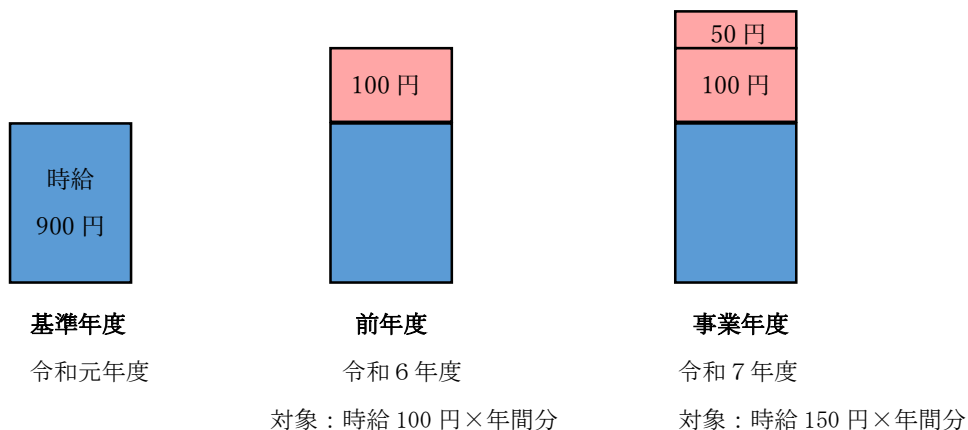
③②の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置

対象職員 1 人当たり 394,000 円

(3) 補助対象事業費の考え方

本市は令和 2 年度から補助事業を開始したため、基準年度を令和元年度とし、事業年度の賃金水準が基準年度より増額となる部分が補助対象事業費となる。

(例) 令和 6 年度までに時給 100 円増。令和 7 年度に時給 50 円増。



さくら市放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金

(令和4年12月28日告示第273号)

(1) 趣旨

放課後児童支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を実施するため、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、放課後児童支援員等の処遇の改善に要する経費に対し、補助金を交付するもの

(2) 補助金概要

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額が補助基準額となる。

11,000 円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数

※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。

(3) 補助対象事業費の考え方

基準年月を令和4年1月とし、事業年度の賃金水準が基準年月より増額となる部分が補助対象事業費となる。

なお、国で定めた補助基準額以上の賃金改善を実施することが必要となる。

例) 補助基準額の計算について(非常勤職員の場合の常勤換算)

非常勤職員を2人雇用(1ヶ月当たり勤務時間数60時間、就業規則で定めた常勤の1ヶ月当たり勤務時間数100時間)とし賃金改善をした場合、

$11,000 \text{ 円} \times (2 \text{ 名} \times 60 \text{ 時間} \div 100 \text{ 時間}) \times 12 \text{ 月} = 158,400 \text{ 円}$ (補助基準額)

※注意※

「さくら市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費補助金」及び「さくら市放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金」の補助対象事業費は重複することはできません。